

令和6年 2月13日

京都府建設業協会京都支部 御中

京都市建設局長 古川 真文

〔担当 建設企画部監理検査課〕

〔電話 075-222-3548〕

「京都市建設局ICT活用工事試行方針(案)」及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領(案)」の策定について(通知)

日頃は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、京都市建設局が発注する工事においてICT活用工事を試行実施するために、「京都市建設局ICT活用工事試行方針(案)」及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領(案)」を策定しましたので通知します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いたします。

1 ICT活用工事の定義

ICT活用工事とは、原則、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑤)においてICTを全面的に活用する工事とします。ただし、実用化を推進するため、当分の間はいずれかの施工プロセスにおいてICTを活用する工事を含むものとします。

【施工プロセス】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

2 対象工事

対象工事は以下の工事とします。ただし、単価契約工事は除きます。

ア 設計金額4千万円以上(税込)の土木工事(※)

イ 設計金額3千万円以上(税込)の舗装工事(※)

ウ 設計金額4千万円以上(税込)の上記以外の工事種別で、ICTの全面的な活用により現場の生産性向上や品質確保が期待できる工事

※「京都市競争入札等取扱要綱」の工事種別による。

3 対象工種

対象工種は、国土交通省が実施要領を定めている工種のうち、土工、土工1,000m³未満、小規模土工、作業土工(床掘)、舗装工、舗装工(修繕工)、法面工、付帯構造物設置工、地盤改良工、基礎工、擁壁工、構造物工(橋脚・橋台)及び構造物工(橋梁上部)とします。

4 発注方式

対象工事は、原則、受注者の希望によりICTを活用できる「受注者希望型」として発注します。

また、対象工事のうち「土量10,000m³以上」又は「舗装面積10,000m²以上」の工事を、発注者の指定によりICTを活用する「発注者指定型」として指定する場合があります。

【発注者指定型】

発注者との協議が整った施工プロセス①～⑤の全ての段階で、ICT施工技術の活用を必須とします。

【受注者希望型】

受注者より希望があり、発注者との協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又はいずれかの施工段階で、ICT施工技術を活用できます。

5 設計図書の作成

「土木工事標準積算基準書（京都市建設局）」によるほか、国土交通省が定める「ICT活用工事積算要領」に基づいて積算し、公告及び特記仕様書において対象工事である旨を明示します。

6 工事成績

ICT施工技術を活用した場合は、活用方法に応じて工事成績評価の考査項目「創意工夫」、「工事特性」で加点対象とします。

7 ICT活用工事証明書の発行

ICT活用工事を有効に試行したことが認められた場合は、証明書を発行します。

8 適用期日について

令和6年4月1日以降に契約する工事に適用します。

9 その他

この「京都市建設局ICT活用工事試行方針(案)」及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領(案)」は、紙媒体による図書の発行を行いません。

京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用してください。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>高度情報化・建設リサイクル

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>